

## 能代市公告第 83 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和 2 年 12 月 8 日

能代市長 齊 藤 滋 宣

### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社伊徳 代表取締役 塚本 徹  
秋田県大館市清水四丁目 4 番 15 号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
いとくニツ井ショッピングセンター  
秋田県能代市ニツ井町字中坪 18 番 1 号 外
- (3) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 別紙のとおり  
(変更後) 別紙のとおり  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 8 時 45 分～午後 11 時 15 分  
(変更後) 午前 7 時 30 分～午前 0 時 30 分
- (4) 変更する年月日  
令和 2 年 12 月 21 日
- (5) 変更する理由  
来客者の利便性向上のため

### 2 届出年月日

令和 2 年 12 月 4 日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間  
能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工港湾課  
令和2年12月8日から令和3年4月8日まで
- 4 意見書の提出先  
能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工港湾課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
  - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

(別紙)

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社伊徳	午前9時00分	午後11時00分
株式会社ツルハ	午前9時00分	午後9時00分

変更後

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社伊徳	午前9時00分	午後11時00分
株式会社ツルハ	午前8時00分	午前0時00分